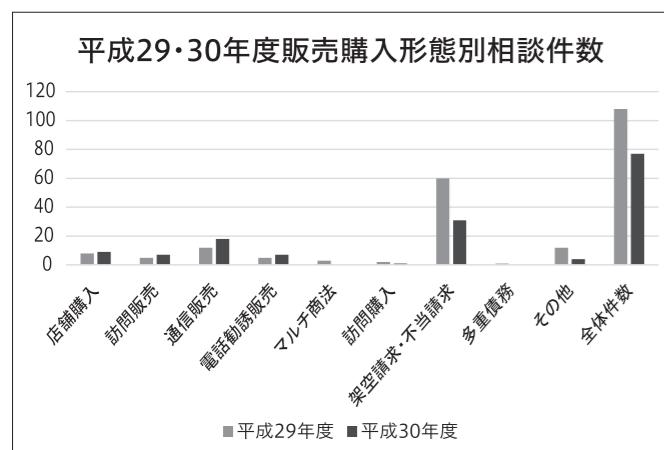
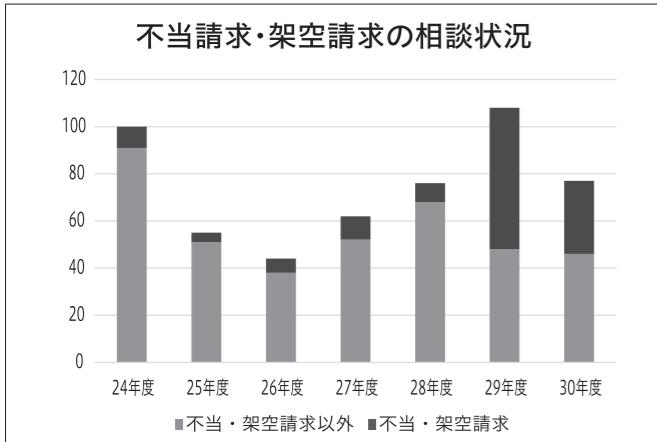


保険料を納めることが困難なときは「申請免除制度」を――

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
岩国年金事務所 ☎082222
保健医療課 ☎092141



消費者
シリーズ
No.218

「訴訟最終告知」という架空請求 平成30年度の相談状況――

問い合わせ 消費生活センター ☎092141

封書やメール、SNSで架空請求

平成30年度の消費生活センターの相談件数は、77件でした。平成29年度の108件に比べて31件、28.7%減少しました。

しかし、「訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたはがきで架空請求された相談などが相次いでいます。はがきだけでなく、封書を送る手口も発生しています。

通信販売の相談増加

「不当請求・架空請求」の相談は、相談全体の40%を占め、最も多いものは、「通信販売」に関する相談もあります。

「不良品が届いた」「お試しだと思

だまされないための ポイント

「誰でもだまされる可能性がある」という認識を持ちましょう。

怪しいメッセージが届いたら、家族などに相談しましょう。

いざという時に相談できる消費生活センターなどの機関をあらかじめ調べておくと良いでしょう。

- 対象 次の①から③の全てに該当する方
- ①市内在住で、65歳以上の方がいる世帯
- ②ご自宅の固定電話が番号通知サービス（ナンバーディスプレイなど）を利用している世帯か機器設置までに利用開始できる世帯
- ③市が行うアンケートに回答できる世帯
- 申し込み 申込書を産業振興課へ。まずは電話で問い合わせてください。
- モニター期間 令和2年2月末まで
- モニター募集数 6台（申込順）

モニター募集 迷惑電話防止装置

問い合わせ
産業振興課 ☎092141



「申請免除制度」とは、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができる制度のことです。免除の申請をすると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階（全額・四分の三・半額・四分の一）の免除が受けられます。

年金
のはなし
No.273

申請時期 令和元年度分（令和元年7月～令和2年6月分）の手続きは7月1日からです。なお、これまで免除を受けていたり、引き続き免除を希望される方で、引き続き免除を受けられます。

未納のままではあると、未納期間が多いと、老齢年金が受けなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合があります。注意してください。
・保険料の納付が困難なときは、申請免除制度を活用しましょう。

また、毎年手続きが必要となります。※免除申請時に継続審査を希望された方は手続きが不要の場合があります。また、免除の申請は申請が受理された月から過去2年1ヶ月前（令和元年7月中に申請する場合は平成29年6月～令和元年6月）までさかのぼって行うことが可能です。

保険料を納められるようになつたとき保険料の免除を受けると、将来受け取る年金額が満額にはなりません。なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。（追納」といいます）する必要があります。

保険料の免除を受けると、将来受け取る年金額が満額にはなりません。なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。（追納」といいます）する必要があります。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を送付します。有効期限が過ぎた受給者証は返却してください。ただし、保険適用外のものは除きます。現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を送付します。有効期限が過ぎた受給者証は返却してください。

申請・返却 受給者証の返却や認定申請をされる方は、保健医療課または各支所へ。請をしてください。審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を送付します。

問い合わせ 保健医療課 ☎092141

福祉医療制度

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ、Ⓑをお持ちの方 ただし、65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定期要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が159万5千円未満かつ扶養義務者所得が基準額未満であること。 (扶養人数などにより基準額は変わります)	・医療機関1日200円、医療機関毎に、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局（処方箋などによる薬代）一部負担金は必要ありません。
ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和2年3月末時点で18歳以下の方との児童を養育している父親または母親など ・父母のいない児童	・所得税非課税の世帯の方（平成22年度税制改正前基準による） ただし、住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関1日500円、医療機関毎に、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局（処方箋などによる薬代）一部負担金は必要ありません。
乳幼児等医療	・0歳～15歳（中学校卒業までの児童	・所得制限無し	